

独占禁止法基本問題懇談会（第7回）議事概要

平成18年1月24日

- 1 日時 平成18年1月20日（金）9：30～12：00
- 2 場所 内閣府 本府庁舎 3階 特別会議室
- 3 出席者
 - 座長 塩野 宏 東京大学名誉教授
 - 座長代理 金子 晃 慶應義塾大学名誉教授
 - 委員 宇賀 克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授
 - 榎野 信治 読売新聞東京本社論説委員
 - 神田 敏子 全国消費者団体連絡会事務局長
 - 古賀 伸明 日本労働組合総連合会事務局長
 - 小林 いずみ メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役社長
 - 佐野 真理子 主婦連合会事務局長
 - 角田 真理子 明治学院大学法学部助教授
 - 西田 典之 東京大学大学院法学政治学研究科教授
 - 根岸 哲 神戸大学大学院法学研究科教授
 - 浜田 道代 名古屋大学大学院法学研究科教授
 - 日野 正晴 駿河台大学法科大学院研究科長
 - 増井 和男 慶應義塾大学大学院法務研究科客員教授
 - 村上 政博 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
 - 村田 恒子 松下電器産業株式会社パナソニックシステムソリューションズ社法務グループマネージャー
 - 諸石 光熙 住友化学株式会社特別顧問
 - 山本 孝宏 弁護士
- （その他） 公正取引委員会 岩成 経済取引局企画室長
- （事務局） 内閣府 大臣官房 独占禁止法基本問題検討室 西室長、別府次長、寺川参事官等

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 公正取引委員会からの補足説明
- (3) 自由討議
- (4) 閉会

5 公正取引委員会からの補足説明

公正取引委員会から、不当廉売、優越的地位の濫用以外を対象とする警告・注意件数、景品表示法違反事件の処理状況、排除措置命令が取り消された事例等、独占禁止法24条に基づく差止請求訴訟の状況、民法709条に基づく損害賠償請求訴訟の状況、欧米競争当局の体制等について説明があり(資料1参照)、これに対する質疑応答が行われた(意見については、6に併せて記載)。

6 自由討議

事務局が参考としてまとめた、「これまでに出された意見の概要」(資料2)、「これまでに出された主要な論点の整理(案)」(資料3)及び「今後の進め方(案)」(資料4)を事務局より説明した後、自由討議を行った。出された意見の概要は以下の通り。

(1) 総論

- ・ 先の独占禁止法改正は、課徴金算定率の引き上げ、課徴金減免制度の導入、犯則調査権限の導入等、大筋において妥当なものであり、改正法が施行されて間もないのに、根本から見直すのは適当でないのではないかと。
- ・ 実際に独占禁止法違反が多数あり、公正取引委員会の体制も限られていることを踏まえれば、実効性のある制度設計が重要である。
- ・ 海外や国内の他の法制を踏まえた議論が必要ではないかと。
- ・ 独占禁止法の違反行為の抑止力は、未だ十分ではない。
- ・ 独占禁止法の運用機関である公正取引委員会の意見も検討の過程で聴くべきである。
- ・ 本懇談会では、実効性の確保や国際的調和等の観点を踏まえつつ、独占禁止法の措置体系の望ましい在り方について検討することが求められているのではないかと。

(2) 課徴金・刑事罰(罰金)

- ・ 行政処分と刑事罰の両方が課されるという論点は、両方課されること自体が問題という議論はなく、憲法上の二重処罰の禁止の問題というよりも、立法政策の問題なのではないか。
- ・ 課徴金減免制度については、公正取引委員会の立入調査後に申請した者にまで減額を認める必要があるのか疑問である。
- ・ 刑事罰を個人に限るという議論があるが、個人は組織的行為の一端を担っているに過ぎず、意思決定の責任者に対する処罰を行うべきである。

(3) 審判制度

- ・ 審判官は、公正取引委員会とは別組織から、法曹資格者を登用することが望ましい。
- ・ 公取委の命令が出された後、審判を経ないで、当該命令を地裁で争えるという制度とすることも検討すべきではないか。
- ・ 審判の事後化については、争い得を許さないという点で妥当ではないか。

(4) 不公正な取引方法

- ・ 法的措置があまりとられていない現状も踏まえ、不公正な取引方法の実体規定の見直しも検討対象とすべきである。
- ・ 不公正な取引方法については、警告、注意を活用するのではなく、差止請求訴訟の拡充で対応すべきである。
- ・ 国会における附帯決議も踏まえ、中小企業等に不当な不利益を与える不公正な取引方法に対する措置の在り方を検討すべきである。
- ・ 不公正な取引方法に課徴金や刑事罰を導入することについては、営業の自由との関係もあることから、慎重な検討が必要ではないか。

(5) その他

- ・ 独占禁止法に明示の根拠規定のない警告、注意の活用は問題ではないか。活用するのであれば、根拠規定を設けるべきである。
- ・ 違反行為を未然に抑止する観点から、警告、注意の活用は重要である。
- ・ 長期的には、わが国でも、法曹資格者やエコノミストを中心とする競争当局の体制を整備すべきである。

- ・ いわゆる「官製談合」の問題も重要である。
- ・ 独占禁止法違反を取締役の欠格事由とすることを検討してはどうか。

7 今後の予定

次回から個別の議論に入ることとし、2月17日に開催する第8回会合では、まず、違反行為抑止のための制度の在り方について、検討する予定。

(文責： 内閣府大臣官房独占禁止法基本問題検討室)